

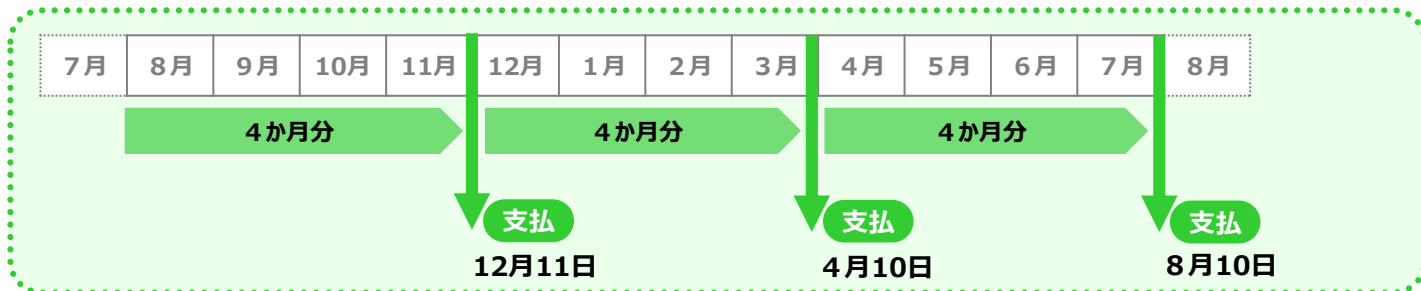
「児童扶養手当」が年6回払いになります

「児童扶養手当法」の一部が改正され、令和元年11月分の児童扶養手当から支払回数が〈4か月分ずつ年3回〉→〈2か月分ずつ年6回〉に見直されます。

令和元年11月分からは、**奇数月に年6回、各2か月分を受け取れます**

現在

(3回払い)



改正後

(6回払い)



※ 今回の支払回数の見直しによる最初の支払（令和元年11月支払）は、8月～10月分の3か月分が支払われます。

これ以降は、1・3・5・7・9・11月の年6回、それぞれの支払月の前月までの2か月分が支払われます。

※ 支払回数の見直しに伴い、支払対象月ごとの所得の適用年も変更されます。
（前年所得（平成30年中所得）の適用開始月が8月から11月に変更されます。）
現在、8月の現況届審査時に確認する前年所得によって、必要がある場合は、8月分から手当額の変更を行っています（12月期支払分から変更）が、制度変更後は、11月分から手当額の変更を行います（1月期支払分から変更）。

ご不明な点等がございましたら、子育て家庭支援課までお問合せください。

（お問い合わせ先）

野洲市役所 子育て家庭支援課（西別館1階）

TEL 077-587-6884（直通）